

答弁書第二二七号

内閣参質一九六第二二七号

平成三十年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員山本太郎君提出日本国が保有する余剰プルトニウムの処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出日本国が保有する余剰プルトニウムの処分に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「エネルギー基本計画」（平成三十年七月三日閣議決定）において、「利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持し、プルトニウム保有量の削減に取り組む。これを実効性あるものとするため、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの一層の推進や、二千十六年に新たに導入した再処理等抛出金法の枠組みに基づく国の関与等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う」こととしており、この方針に沿って取り組んでいくこととしている。

二及び三について

御指摘の「河野大臣の発言」は、プルトニウム保有量の削減に向けた努力に関する考え方を示したものであり、削減の具体的な方法について言及したものではない。

四について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

